

天野為之と東洋経済新報

池 尾 愛 子

19世紀末までに、日本では経済雑誌が幾つか創刊され、世論の形成が目指された。自由貿易を支持した『東京経済雑誌』、保護貿易の論陣を張った『東海経済雑誌』がまず注目された⁽¹⁾。イギリスの『ロンドン・エコノミスト』(*The Economist*, 1843年創刊)と『スタチスト』(*Statist*)⁽²⁾の刊行は日本の論壇にも大きなインパクトを与えていた。

天野為之(1861-1938)は新聞に記事を寄せたほか、経済雑誌の刊行に熱心であり、経済論壇での影響力が大きかったことは確実である。天野は1890年の第1回衆議院選挙で当選するものの、1892年の第2回選挙で落選して、元の活動に復帰する。帝国議会議員在任中の1891年9月に、天野は米ハーバード大学のジェイムス・ローレンス・ラフリン(James Laurence Laughlin, 1850-1933)がアメリカの大学生向けに編集したJ. S. ミル『経済学原理』(1884)の和訳を、『高等経済原論』と題して出版した。訳書は1896年に第5版が出ている。天野は問題なく学究生活に戻り、しかも経済政策が形成される政治過程を知る経済学者になっていたといえる。

天野は『商政標準』(1886b)での丁寧で詳しい議論を、『東洋経済新報』(1895

(1) 杉原四郎『日本の経済雑誌』(1987)、杉原四郎・岡田和喜編『田口卯吉と「東京経済雑誌」』(1995)。
(2) *Statist*, An independent journal of finance, trade and industry, 1878-1967.

年創刊)における彼の社説に生かし、いっそう大きく幅広く発展させた。そして天野は日本の経済学界に与えた功績により、1899年3月27日、法学博士の学位を授けられた。和田垣謙三法学博士(東京帝国大学、1860-1919)が博士推薦会で天野を推し、東洋経済新報誌上での財政経済の実際問題について批判的議論を主導した天野の功績を称えていた⁽³⁾。さらに、石橋湛山は彼自身が創刊した英文雑誌『オリエンタル・エコノミスト』(*The Oriental Economist*)に寄せた追悼文「天野博士の死」において、「『東洋経済新報』の編集者であった時期に、天野の人生物語の中でおそらく最も重要な章が書かれたことであろう」(214頁)と述べたのであった。

これまで、天野の経済学や実業教育、二宮尊徳の報徳思想との関連が書かれてきた。本稿では、「天野の人生物語の中でおそらく最も重要な章」を天野経済学全体の中に位置づけるような形で検討し、現在に甦らせることを目標におく。第1節で天野の経済雑誌および東洋経済新報社との関わりを取り上げる。第2節以降、租税論議、外交と貿易、貨幣制度と公債、近代的銀行業、取引所と題して、天野の経済論議を再構成する。第7節では、評伝につなげるためにその成果をまとめた。

1 経済雑誌の創刊

最初の経済雑誌 天野は自著『経済原論』(1886a)の印税収入を利用して、1889(明治22)年2月に『日本理財雑誌』を創刊した。創刊号には、天野の「学理と実際」アプローチがよくわかる一節があり、頻繁に引用されるので現代語訳しておこう。

(3) 浅川榮次郎・西田長壽の『天野為之』(1950: 171)によれば、同時に、田口卯吉、添田壽一、阪谷芳郎、松崎倉之助が法学博士を、坪内雄蔵が文学博士の学位をえた。和田垣の天野推薦演説については、『東洋経済新報』1934年11月17日号、26頁による。

「一方では学問の光明に照らして事実を明らかにし、他方では事実に基いて学問を確かめ、学問の理論と応用とを相併行させて、実際と学問の両者を関連づけることによって、日本の学問および政治〔政策形成〕に役立つことを期待する」

天野はこの方法論を折に触れて再確認してゆき、変えることはなかったといえる。しかしながら翌1890年7月1日に第一回衆議院選挙が予定され、天野が出馬を決意したため、同誌は1889年12月に一年足らずで最終刊を迎えた。天野は第一回選挙では当選した。しかし1892年2月15日に実施された第二回選挙で落選したことを機に、彼は政治生活を終えることにした。天野は学究活動を中断することなく続けていたので、政策形成過程をよく知る経済学者となっていた。それだけではなく、ジョン・ネヴィル・ケインズ（John Neville Keynes, 1852-1949）の名著『経済学の範囲と方法』（1891）に出会っていて、欧米での新しい研究動向を熱心に吸収し、そしてそれを応用に生かそうとしてゆくのであった。

町田忠治との出会い 天野は再び経済雑誌の創刊に参与した。後に政治家になる町田忠治（1863-1946）は見聞を広めるために（篤志家の援助により）欧米を視察していたとき、イギリスの二大経済雑誌『エコノミスト』と『スタチスト』が経済界に大きな信用と権威をもっていることに気づいた。そしてこのような雑誌が日本でも必要であると痛感した。また町田はロンドン大学に留学中の日野資秀伯爵と親交を結び、経済雑誌の発行計画を話して助力を要請していた。

町田は1894年5月に帰国した。日清戦争が7月に勃発した。町田は1895年初めか春頃には財政経済の専門雑誌を刊行する具体的な計画をもっていた。町田は当初は反対した周囲の人々を説得し、日本経済会員の渋沢栄一、近藤廉平、豊川良平、朝吹英二、山本達雄らの援助を得て、旬刊誌『東洋経済新報』第1

号を11月15日号として公開した。この雑誌を発行するために東洋経済新報社が設立された。天野は客員となって多くの論説を寄せ経済論陣をはってゆく⁽⁴⁾。

町田と天野は方法論を共有していた。町田は創刊号の「発行の趣旨」において、「東洋には東洋固有の事情があり、我国には我国固有の国情があり、人間と密接な関係をもつ経済問題に西洋諸国の学説実験をそのまま東洋に応用すべきではない」、内外の事情をふまえて「学理と實際を調和させる」と宣言したのであった。町田は、日本銀行に副支配役として突然転進するまでの一年余り、ほとんど一人で編集に取り組んだ。

経営責任者としての天野為之 後を任されたのが天野であった。天野は当時、東京専門学校講師（教授）と東京高等商業学校（現一橋大学）嘱託講師であった。天野は署名論説「償金問題」を1895年11月の創刊号に掲載していたが、その後、署名社説「幣制改革論」を、彼が編集者兼経営責任者となった後の1897年3月15日号に登場させた。

天野は1900（明治33）年3月、植松考昭（ひさあき）、松岡忠美、三浦鍬太郎、松下知陽の4人に経営実務を委任、植松考昭を編集主任、松下知陽を営業主任にすえて、名実ともに社長として経営全般を見るようになった⁽⁵⁾。

天野は1902年10月に早稲田実業学校校長に、1904年3月に東京専門学校から昇格した早稲田大学の初代の商科長に就任した。そこで天野は、東洋経済新報社の社長として統括は続けるものの、新しく「主幹」制を設け、植松考昭を主幹として日常的な経営・編集の責任を任せることとした。また植松は同時に「主筆」として本誌を主宰し、その下で三浦鍬太郎が「編集長」として日常的な編集業務の統括をする体制となった⁽⁶⁾。植松が日露戦争に際して召集されている間は、三浦鍬太郎が主幹代理を務めた。植松は1906年春に帰任した。

(4) 『東洋経済新報社 百年史』(1996) 第1章、第2章。

(5) 『東洋経済新報社 百年史』(1996) 第3章、36頁。

(6) 植松考昭については、増田弘の研究「植松考昭の対外政策論：小日本主義の源流に関する考察」(2019)と「植松考昭の政治・経済・社会政策論：小日本主義の源流」(2020)がある。

会社事務所は、最初は町田の居宅の借家（牛込区）で、1899年1月に同区内の別の借家に移転した。1905（明治38）年の秋には、同区内の土地を購入し、1907年3月には完成した新社屋に移転した。それまでの東洋経済新報社はいわば町田や天野の私物であった。

天野は会社の形を整えてゆく。1907年5月1日、植松考昭、三浦鍊太郎、松岡忠美、松下知美の4人の社員をもって、合名会社東洋経済新報社を成立させた。天野はといえば、固辞して合名会社には加わらず、経営を後輩4人の手に完全にゆだねたのであった。社員総会では天野に対する尊敬の念を込めて社長に推戴する決議があげられた。天野の署名社説の掲載はこの年の9月5日号が最後となり、それ以降、演説の要旨などが掲載されるにとどまるようになった⁽⁷⁾。それまでの天野の多くの署名社説、天野執筆の無署名社説、アップデートを意識した書下ろし「社説」や演説原稿を集めて、1910年に『経済策論』が実業之日本社から刊行された。総頁数は1017頁の大部であった。

経済論戦 創刊当時は、国際金本位制樹立（2年後に実現）が目指されていた時であった。『東洋経済新報』は10日毎に発行された。社説（金融市場を含む）、論説、訪問録（インタビュー）、東洋商業時事、欧米経済事情、内外の経済データが、国際貿易や実業を目指す人々にマクロ経済情報や経済的思考法を提供した。不平等条約が（1910年頃まで）残る中、国際貿易、とくに輸出を伸ばすことが社会の要請となっていた。

天野の署名論説・社説は表紙で宣伝された。国債・公債をめぐる問題、貿易・関税問題、国際通貨制度、銀行制度・取引所の問題、社会が抱える問題を社説等で取り上げた。既述のように、特に租税政策をめぐる積極的な言論活動により、天野は法学博士の学位を授与された。

『東洋経済新報』の天野の社説には、強調を加えるルビがたくさんふってあ

(7) 『東洋経済新報社 百年史』第3章。

り、帝国議会議員たち、政治家たち、官僚たちに訴えかけるような書きぶりになっている。最初は、永田町か霞が関、本石町あたりで街頭宣伝活動を行っているかのような印象を受けた。マイクロフォンも拡声器もまだない中、謡曲で鍛えた地声で絶叫しているかのような印象を受けた。また、田口卯吉の『東京経済雑誌』との見解の相違から、事実上の論争になっていたにもかかわらず、それを誌上では伏せたようなので、論調が激しくなった時もあるようだ。

しかしながら『東洋経済新報』での議論を盛り込んだ二書、『勤儉貯蓄新論』（1901）、『経済策論』（1910）をじっくり読み進めると、天野は議会や政府での政策論議の進行過程を正確に把握したうえで、対立しそうな論点を丁寧に拾い上げて整理し、そのうえで彼自身の議論と主張を述べていることがわかってくる。それゆえ、編集部が届く大量の定期刊行物と資料に目を通し、社員・社外者の執筆記事を読み、編集会議での議論を参考にして、あるいは専門家たちの会合の席上で開陳された内容や討議を反映して、社説が書かれたのではないかと推測することができる。

演説会に出席したり、またその要旨を参考にしたりしたことであろう。日本貿易協会、専修学校 理財学会の演説が月1回かそれ以上の頻度で紹介され、早稲田経済会での演説、日野資秀の労働組合期成会演説「英国における雇主と被傭人の関係」（明治31年10月5日号）の要旨も掲載された。『東洋経済新報社 百年史』（1996）によれば、創刊一周年会の出席者の和田垣謙三（東京帝国大学）・鈴木純一郎（東京工業学校）により、翌年に「経済学研究会」が立ち上げられた。松野尾裕の『田口卯吉と経済学協会：啓蒙時代の経済学』（1996）によれば、田口主宰の経済学協会に天野は時々出席しており、大隈重信が参加することもあった。

興業意見 天野は多くの政府文書や草案を読んでいた。とりわけ農商務省の『興業意見』（和綴じ30冊、1884年）のインパクトは大きく、天野も参考にしていたことに疑いはない⁽⁸⁾。例えば、天野は日本では資本不足が顕著であ

るとの認識を共有するようになっていた。農商務省は1881（明治14）年に内務省と大蔵省の所掌事務を再編統合して設置され、現在でいえば経済産業省、農林水産省が合体したような巨大な省で、まさに産業政策立案の中心であった。

『興業意見』は、欧州帰りの前田正名（1850-1921）が約40人の部下を率いて、日本の経済産業の実態調査を敢然と行って、1884（明治17）年に「自由放任」を否定して殖産興業政策をめざして編纂・完成させたものである。一部に配布されていた未定稿段階よりは主張が弱くなったとはいえ、前田たちは「負債有りて貯蓄無き」人民生活を憂慮し、地方の農工商業の強化、貯蓄の増強・資本力の強化、起業家に対する抵当なしでの銀行融資、運送力や倉庫の建設、商業学校の拡張を含め広範な政策を『意見』に盛り込んだ。

前田たちは「学理」ある者が輸入した外国製機械を動かさない諸事例に鑑みて、（輸出につながりうる）伝統企業の発展を推奨して、（国防力につながる）重工業発展の基礎を築くことができると考え、一種の伝統回帰を提唱したのであった⁽⁹⁾。町田や天野の見解とも多くの点で共通するものがあったといえよう。第11巻は「精神」と題され、地方のリーダーや勃興する産業での起業家・リーダーが台頭することが待望されていたように読み取れる。

「天野為之と二宮尊徳の教義」（2013）で述べたように、富田高慶の『報徳記』（農村改革活動を含む二宮尊徳の伝記）が1883年に宮内省で刊行されて知事以上に配布され、1885年に農商務省版が出て省内の必読書となり、1890年に一般普及版として大日本農会版が登場する。福住正兄は、尊徳に随伴していた時に聴いて書き留めていた教訓を、1884-87（明治17-20）年に『二宮翁夜話』としてまとめて全5冊で出版した。江戸時代後期に活躍した二宮尊徳が、明治時代の地方や新産業において模範となり、「第二、第三の二宮尊徳」の登場が

(8) 筆者は、故杉原四郎氏から『興業意見』（1884）を読むように強く勧められた。おそらく杉原氏は、『興業意見』に日本の経済政策学の源流を見られたのであろうと推察する。

(9) 祖田修（1976）「解題」、松島茂（2012）「前田正名『興業意見』再考」も参照。

囑望されたのである。

私経済と公経済 天野為之の経済思想の基本は、政府介入を受けないように、実業家が独立して事業経営を行い、問題状況（貿易問題など）に応じて実業家同士で団体を作って見解をまとめて対応することにあった。各事業の独立採算制（天野の「私経済」）と実業家団体の運営を基本にしながらも、日本経済の近代化と発展をめざして教育や制度を整えることを議論しているため、天野の経済学や経済政策論（天野の「公経済」）は開発経済学のような様相を帯びていた。

天野はドイツの経済学や財政学の英訳を読んでいた。独ゲッティンゲン大学のグスタフ・コーン（Gustav von Cohn, 1840-1919）はアメリカでも注目されていた。彼の『財政学』は米シカゴ大学の T. B. ヴェブレンによって英訳されており、その英訳を植松考昭が和訳して天野が校閲し、1899年に出版している⁽¹⁰⁾。また天野は国民的銀行制度とも呼ばれた信用組合制度について、ドイツのライフアイゼン銀行やシュルチュエ銀行の展開に注目していた。ライフアイゼン型銀行が日本では、信用組合の前身とされる産業組合の誕生（1900年）につながってゆく。イギリスの J. N. ケインズの『経済学の範囲と方法』（1891）からは、開発経済学のように解釈されたドイツ歴史学派の議論、効率的に機能する市場を象徴するイメージで描かれたロンドン証券取引所、一般均衡論的アプローチが参照されたといえる。

天野は『東洋経済新報』の1900（明治33）年9月5日の第170号から、社説「勤儉新論」を7回にわたって連載する。初回のみ無署名で、第2回以降は署名が入った。天野の「勤儉新論」は、二宮尊徳の名前を伏せながらも、尊徳の「勤儉論」の現代化を図ったものであるといえる。天野は空売買を批判しな

(10) Gustav von Cohn (1889) *System der Finanzwissenschaft*, Stuttgart: F. Enke. *The Science of Finance*, translated by T. B. Veblen, Chicago: University of Chicago Press, 1895. 天野為之補訳『財政学』富山房, 1899年。

がら、「勤儉の公益」（資本の増加，国富の増加につながる）を論じ，経済教育の重要性や銀行制度の安定性を唱えるようになった。

こうした議論を盛り込んだ天野の『勤儉貯蓄新論』（1901）では，日本銀行総裁の山本達雄と松方正義の同趣旨の演説が収録されて，彼らが天野の主張を支持していることが示された。さらに天野は，国際貿易・産業振興のためには，誠実な経営者を含む人材育成も急務であると考え，経済教育（経済道徳を含む）の重要性を力説し，「学理と実際の調和」をめざして大学での商科設立を提言して実現にこぎつけるのであった。

『経済策論』には，天野執筆の署名社説と無署名社説の一部（170件程）が収録されていて，天野執筆の無署名社説を確認することができる。『東洋経済新報』掲載の無署名社説でも，「吾輩は（こう考える）」の表現が出てくると，それは間違いなく天野が書いたものだと読者はすぐにわかったことであろう。時機・内容に応じて，正確さ・わかりやすさを期すための書下ろし「社説」も収録された。

2 租税論議

租税政策をめぐる論戦は激しかった。若き浜口雄幸（1870-1931，のちのライオン宰相）と天野為之の地租増徴をめぐる論争を引き起こすほどの重要事項だったといつてよい。

地租増徴問題 天野は，地租と営業税を同時に議論していった。江戸時代から明治時代へ，幕藩体制の終焉から新しい制度への大きな変化の中，制度の調整には遅れが生じ常に不公平感がつきまとった。天野の基本姿勢は不公平な制度を是正し，各事業の独立採算制を主張して，政府介入を極力抑えることであった。

天野の署名社説「本邦地租の真相」等（1898年6月25日号）が，当時の問題状況を分かりやすく伝えており，『経済策論』の冒頭に収録されている（1～

35頁)。天野いわく（現代の漢字かなづかいに近づける——以下同様）

「地租は極めて不公平なり。殊に都会の宅地と地方の田畑との負担の如きは大に軽重あり。…第一に特筆すべき要点は本邦耕地地租が純収入に比例せずして総収入に比例することこれなり。」（『経済策論』1～2頁）

徳川時代の地租が総収穫に対する税であり、明治の地租は総収入の内より種子・肥料等の諸入費を引き去った残額に課される、純収入に比例する税であり、旧幕時代の年貢米とは全く趣旨がことなることを、世の人々は知っている。その通り、徳川時代の年貢米は総収入税であり、五公五民、四公六民、三公七民の割合が採られ、その徴税の割合は藩々で同じではなかった。幕府も藩政府も課税の標準を総収穫の多少に取りその費用の大小と純益の多少には少しも頓着なかった。

天野は、明治の地租改正の当時の地価検定の原則について、1874（明治6）年7月28日達地方官心得書第12章検査例から細かく数値例を引用して吟味していく。この心得書の目標は租税を徴収するために地価を計算することにある。そして2つのモデル例では、それぞれ自作農か小作農であることが前提とされたうえで、地価を計算することになっている。天野は詳細に腐心して追っていった結果、結局、この心得の自作農の場合では、「種粃肥代」が引かれずに、総収入に比例して課税されることになっていることをまずは指摘した。

地租の問題は幾つものが重なり、文字通り重層的であった。天野の指摘をたどろう。

第1に、全ての土地の純収益が総収入の8割5分であると想定されており、そうだとすれば、地価と地租を割り出すにも、純収益を基礎として計算されるべきである。それにもかかわらず実質的に、費用支出を考慮しない、総収入を基礎として算出された地価と地租の数値と同じになるような地価検定の心得書

になっているのである。

第2に、たとえ同じ総収入を生み出す耕地であっても、「上田」と「下田」の相違があり、肥料等に要する費用が異なっている。その時には、純収益は違っているのである。

天野は、いずれの場合にも、「旧幕の年貢米と同じく純然たる総収入税」になっているという。

第3に、耕地と市街地の問題がある。明治維新当時「土地の売買盛んならず、殊（こと）に農民は、先祖の田地は生命よりも貴び之を売る者がほとんど無くその売買地価を知る由なし」（15頁）という状態であった。そこでやむを得ず、法定地価を見積もって課税したのであった。「市街地の実価に至りては、平均少なくとも12倍の騰貴あるが如し」（15頁）としている。ただ地価への課税は、次の営業税が絡んで単純なことはいえない。

第4に、関連して、当時課されていた営業税の問題がある。天野いわく、「現行の営業税は不公平を極る悪税なり」（18頁）。理由は二つに分かれる。一つは課税の標準として、資本額がとられたり、売上高、職工の人数が取られたりして、各営業者の所得には比例していない点で不公平であること。二つに、今日は商工業の発達が発達であるはずにもかかわらず、この階級に重税を課して、「営業者と他の階級との負担の不公平」が発生していることである。

第5に、耕地地主と市街地地主の間の不公平が取り上げられる。そして「地代」が登場する。天野いわく、「思うに土地の地代は、営業所得と異なり、社会の変遷に伴って自然に増加する特殊の傾向あり。したがってその地価も騰貴するの趨勢あり」。そして天野は、「是れ地主の骨折の結果にあらず、地主睡眠の間に偶然に起る所の利益なり、此種偶然の利益は、その一部分を国家に取り上ぐるも、毫も〔少しも〕公正の道にそむかない」（22頁）とした。

かくして天野は、地租の改正と営業税の全廃を唱えてゆく。そして法定地価を全廃し、全国民有地の売買地価を評定しこれに準じて地税を課すことを提案

する。耕地については平均2倍半、市街地、準市街地については平均12倍の騰貴ありとみてさしつかえないとした。

未来のライオン宰相、天野に挑む 浜口雄幸は「倚（い）天」の筆名で、いち早く1897（明治30）年5月15日号と25日号に「営業税法改正私議」を寄稿した。読めば、政府の側から租税徴収の現場に身をおいて書かれていることがすぐにわかる。実際、浜口が大蔵省に入省した後、地方の税務管理局などを回っていた時期と重なるようだ⁽¹¹⁾。「政府が営業税を以て直接国税に編入したるは商工業者の参政権を拡張し、かつ地方自治体における彼等の勢力を増大するものとして、すこぶる注意すべきとなり」として、営業税を支持している。浜口が天野の議論に嘸みついたのは営業税絡みで自然であるが、矛先は地租に関する議論に向けられた。

浜口は1898年7月15日号では、「倚（い）天坊」の筆名を使い続けたが、天野の求めに応じて2回目（8月15日号）で実名を明かし、9月15日号には「三たび天野君に質す」を寄稿した。天野が9月25日号で地租問題の論点を整理し、東洋経済新報社の他の匿名社員（天野の文体ではないので、天野以外と推測される）が10月5日号で浜口に答えて、論戦にけりをつけた。土地改良から生じる所得が争点になっており、同じ費用を投入しても土地の品質により生ずる追加利益（利潤と呼んでいる）が異なる問題が含まれていた。

増税問題については、他誌の論壇でも激しく闘わされていた。

自然独占事業の独立採算制 独占税の徴収も何度か取り上げられた。自然独占の事業で収益をあげている事業から独占税を徴収して、整備が遅れる他の（独占的）公共事業にいわば開発補助金として提供すべきであるとの意見があった。天野はそれに対して、「否」との議論を展開し、天野は各公共事業、各独占事業において、政府の介入を抑えること、つまり独立採算制を提案した。

(11) 『東洋経済新報社 百年史』77頁。

通信事業（郵便・電信事業）は収益を上げていた。天野は無署名記事「通信事業の収入は之を通信事業の外に使用すべからず」（1898年1月25日号、『経済策論』収録）において、次のように議論した。

交通機関（当時、通信事業を含めていた）の現状は、道路・鉄道をはじめとし郵便・電信その他に至るまで、極めて不完全で到底、社会進歩のニーズに応じるには不足している。通信事業の収益を国庫収入に振り向ける提案がある。しかし、通信事業の収益は通信事業のために使用すべきである。すなわち、(1) 通信事業の改良、(2) 通信事業の拡張、(3) 通信事業改良拡張のために募集した公債の元利の償却、(4) もし前述の費用が不要ならば断じて利用料金引下げの資金にあてるべきである（『経済策論』55頁）。

天野は、通信事業など当時の自然独占事業について、「中央国庫の会計より独立せしめ」、「専ら手数料の原理に基づきこれを経営する」ことを望むと主張した。「手数料の原理」というのは、「費用原理に基づいて利用料金を決定する」と言い換えてよいであろう。

3 外交と貿易

天野為之が社説を寄稿した時期、日清戦争（1894～5年）戦後処理、植民政策開始、北清事変（義和団の乱、1900年）、日英同盟締結（1902年、第2回1905年）、日露戦争（1904～5年）があった。台湾や清国、欧米に関する記事・経済データが豊富に毎号掲載され、台湾に関する演説会が盛んに開催されてその要旨が毎月のように掲載されていた。満州に関する経済談話や韓国に関する記事もあった。

朝河貫一　米イエール大学の朝河貫一（1873-1948）は『日本の禍機』（1909）を出版して日本でも有名になるが、1904年には英文著書『日露衝突』を出版し、その中で『東洋経済新報』の記事を参照していた¹²⁾。朝河は1906年2月から1907年8月にかけてイエール大学図書館と米国議会図書館の依頼

により日本研究のための書籍・資料を収集する目的で帰国していた。清泉女子大学附属図書館の松谷有美子氏の調査によれば、この機会に、『東洋経済新報』と『イェール・レビュー』（*Yale Review*）が交換されることになった⁽¹³⁾。当時発行の『イェール・レビュー』の一部が早稲田大学図書館に入っている。『イェール・レビュー』は社会科学系雑誌と銘打ち、経済学の論文や経済時論が過半数を占めたが、1904年には朝河の論文「日露衝突の諸問題」「東洋で戦争につながった事件」を掲載していた⁽¹⁴⁾。1896年から経済学者のアーヴィング・フィッシャー（Irving Fisher, 1867-1947）が『イェール・レビュー』編集委員会に加わっており、フィッシャーと朝河は親しかったようである。後述のように天野は『イェール・レビュー』掲載論文を読んでいた。天野と朝河が会談したかどうかは分からないが、互いが書いたものを読んでいたことであろう。

朝河貫一の『日本の禍機』（1909）は、天野の『経済策論』（1910）と同じく、増田義一の実業之日本社から出版された。このことに注目すると、二書の補完的な関係が見えやすい。『日本の禍機』は、『東洋経済新報』の読者に向けても書かれた書籍とみなせばよいと思われる。日本は、日清戦争に勝ち、日露戦争

(12) K. Asakawa (1904) *The Russo-Japanese Conflict: Its Causes and Issues*. 同書では『東洋経済新報』掲載の記事が参照され、誌名は *Tōyō Keizai Shimpō* ("Oriental Economist") と表記された。*Tōyō Keizai Zasshi* ("Oriental Economist") との表記もあるがそれはタイプミスで、それぞれ『東洋経済新報』の号数と発行日として一致し、朝河の参照した記事を確認することができた。朝河研究者のなかにはこのタイプミスに気付いている人と気づいていない人がいることを記しておく。阿部善雄（1983）『最後の「日本人」：朝河貫一の生涯』、矢吹晋著・編訳（2002）『ポーツマスから消された男：朝河貫一の日露戦争論』参照。山内晴子（2010）『朝河貫一論—その学問形成と実践』第4-5章によれば、朝河は日露戦争が始まったのを機に、ダートマス大学での講義内容を生かして上記の『日露衝突』等として急遽まとめあげた。山内晴子氏からは電子メールで要点の説明を受けた（2020年6月）。日野清三郎著・長正統編（1968）『幕末における対馬と英露』、瀬野精一郎他（2012）『長崎県の歴史』第2版、杉谷昭他（2018）『佐賀県の歴史』第2版も参照した。

(13) 松谷（富田）有美子氏から池尾宛の2018年1月30日付電子メールによる。松谷有美子（2019）『イェール大学図書館長書簡類にみる朝河貫一の日本資料収集』参照。

(14) K. Asakawa, 'Some of the issues of the Russo-Japanese conflicts' (pp.16-50, May 1904), and 'Some of the events leading up to the war in the East' (pp.125-138, August 1904), *Yale Review*, volume 13.

にも勝利して、世界を驚かせた。そして日本は、韓国を保護国とした。ここでの「保護国」(protectorate)が、「自由貿易」と対置される「保護貿易」(protectionism)と重なって響き合う。朝河の表現を援用すれば、韓国政府が外国人の生命・財産を護れないので、外国人である日本人の生命・財産を護るために日本政府が動き、イギリスもそれを承認したわけである。

日本は1895年から台湾統治に大きな費用をかけるようになっていた。さらに韓国まで「日本の延長」として統治しようとする主張、そして満州までも統治しようとする主張が聞こえてくるようになっていた。韓半島だけではなく、満州も手に入れようとして、日本の膨張をめざす扇動的言論が起こっていた。朝河も天野も、国際情勢を見据えて、慎重な言論を展開した。1861年に起ったロシア艦による対馬の芋崎占領、租借要求は、(天野が少年時代を過ごした)北九州の唐津の人々にとっても国防問題を身近に感じさせる重大事件であり、朝河はその経緯について、彼の父正澄やアメリカ留学支援者の勝海舟(1823-1899)や徳富蘇峰(猪一郎, 1863-1957)から聞いていたことであろう⁽¹⁵⁾。

天野の見解は次のようにまとめられるであろう。当時は、保護国や植民地としなければ、当該国と自由貿易ができない状況があるので、保護国については真っ向から反対することはできない。しかしながら、自由貿易を行うための保護国や植民地でなければならず、それはイギリスが多くの植民地に対して行っている政策であり、日本もそうした国々に対して工業製品の輸出を伸ばしている。それゆえ、保護国とした国で、貿易保護主義の政策をとり、他の国々に対して門戸開放しなければ、イギリスを含む諸外国から反発を招くことになるであろう。

天野の実際の議論をたどっていこう。

日英同盟の締結 天野は1902(明治35)年2月25日号に署名社説「日英

(15) 朝河貫一と、勝海舟・徳富蘇峰との関係については、山内晴子氏の電子メールでのご教示に感謝する(2020年6月)。山内晴子(2010)『朝河貫一論』、(2017)『朝河貫一の生涯』参照。

協約に就て吾輩の所感」を寄せ、日英同盟の経済的利益を前面に論じて、その締結を次のように絶賛した。

「日英同盟は、両国の間に締結せられ、清国の平和、清国の門戸主義は並びに一大保障を得たり。是れ東洋の安寧と、繁栄とのために、もっとも喜ぶべきは勿論（もちろん）、世界の経済、世界の平和のために、すこぶる慶すべきの出来事なり、殊に日本の経済に取りては、筆舌に尽し難き大利益あり。」
（『経済策論』176頁）

天野は開放主義、自由貿易を唱えて変わることがなかった。『経済策論』収録の「何ぞ速に積極的権力を収めざる」（明治39年某月、219～222頁）では、次のように記している。

「対韓経済政策については吾輩は当時の英国の如く、飽迄（あくまで）自由開放の主義を取り、一面には世界の同情を厚くし、一面には国民の独立精神を振起して経済的戦闘に盡瘁〔じんすい、尽力〕せしむべきを信じて疑わざるものなり。」
（『経済策論』222頁）

自由貿易を唱えて、天野はイギリスなど諸外国の見方に配慮していた。

満韓経営の開放主義 天野は、反対論者の見解も紹介する努力を怠らなかった。1904年8月25日号の署名社説「満韓経済政策は飽迄開放主義を採るべし」では、日清戦争での勝利の結果を維持するために、さらに多くの犠牲を伴う膨張案が出てきていることを憂慮していた。彼らは「対満政策の傾向を見るも国民は多く保護主義を希望するが如し」という。そして、貿易保護主義が内地の政策にとどまらず、満韓経営にまで延長されていたのであった。

天野は主張した。我国がもし満州と韓国に対して保護主義を採るならば、英

米をはじめ他の列国は非常なる不利益を感じ、日本に対する共感（同情）熱を下げることであろう。今まで英米両国が日本に共感し、ロシアに対して冷淡であった最大の原因は、ロシアが鎖国主義的であるのに対して、日本が門戸開放主義を主張してきたためである。それは日英同盟の精神にもほかならない。戦争の結果とはいえ、その政策を翻すことになれば、英米両国は失望憤懣の情に耐えず、外交上極めて危険な状態に陥るのは必然である。

それゆえ、保護国においても貿易保護主義政策を採用してはならない。外交と経済が衝突するのである。保護主義を採用すれば、日英同盟の継続の見込みはない。日本はいわゆる「東洋の巡查国」となってしまう。天野は日本経済発達の歴史を振り返り、そしてまた国際情勢を見渡し、自由貿易、開放主義をとることを断固として主張し続けたのであった。

「開国以来今日に至るまでの我国経済の発達を回顧し、殊に日清戦後の有様を観察すれば、自由制度の下におけるその進歩の迅速なる実に驚くべく、那翁 [ナポレオン] 戦争後の英国の勃興と雖（いえども）、…歴史および統計の明白に指示するところなり、…我が邦人は保護を要せずして立派に大実業国民となるの素養は十分に之を備えり。

之を要するに吾輩は我が国民をもって経済的国民なりとし、保護は益なくして害ありと認む、故に我が満韓経済政策については吾輩は当時の英国の如く、飽迄（あくまで）自由開放の主義を取り、一面には世界の同情を厚くし、一面には国民の独立的精神を振起して経済的戦闘に尽力せしむべきを信じて疑わざるものなり。」（『経済策論』310～1頁）

植民地や保護国をもつ場合でも、独立精神をもって自由解放の主義をとるべきである。これは、相手国を信頼できるようになれば、さらに自由な国際貿易が活発に展開すると主張する石橋湛山の小日本主義につながっていくと

よいであろう。

著作権同盟の提案 発表時期は前後するが、天野は1902年1月25日号に署名社説「日清版權同盟が日本の実業に及ぼす永遠洪汎の利益を論ず」を寄せた。ここでの版權は著作権をさす。東京書籍出版営業組合が過日、「清国に対する版權保護の儀に付請願」という文書を、内務、外務両大臣宛に提出したことが言及されており、無断翻訳や海賊版の出版の問題に悩まされていたことがうかがえる。天野はまず、両国間の版權同盟が、日本の書籍の輸出振興につながり、日本人著述家のために一大市場を供して印税により報いること、そして清人の智識の開発に莫大なる影響を及ぼすことができるとした。

著作権条約締結の効果はそれだけにとどまらず、経済関係強化につながりうると考えられた。天野はいわく、対清経済政策には三つの策があり、「(1) 彼の資本を我に収容すること、(2) 我より進んで彼の国に事業を起すこと、(3) 日清貿易を増進すること」である。(1)は清の資本を日本に提供してもらう、つまり、日本への投資を促すことである。しかし、これには清の日本に対する信用がなければならず、また成果を生むには歳月を要するので、望むべきものではない。(2)は日本からの海外直接投資(FDI)であるが、その成功は容易だとはいえない。(3)の貿易拡張の策については、短い間にも効果をあげられるもので、清国と日本の両者の幸福を計ることもつながるのである。天野は深慮遠謀を次のように語る。

「支那に向って盛んに日本の貨物を売り込まんと欲せば、まず、その嗜好を変更し、その需要を改革しなければならない。…維新当時の日本の如く、彼らも大に西洋流の衣服器具其他百般の貨物を使用するようになるであろう。…需要の改革を欲せば、まず彼らをして文明流の書物に接触させて、その思想上に大きな改革を施さなければならない。そして彼らをして文明流の書籍に接せしめんと欲せば、まず日本著述家出版社の版權を清国に保

護させて、その述作と輸出とに努めなければならない。是れ吾輩が版權同盟によって、ひとり書籍の輸出額に増加を見るの結果あるのみならず、貿易全体の上に非常の発達をきたすに相違なしと断言するゆえなり。それゆえ清国需要の改革、しかも急激なる改革は、日本の貿易に利あるのみならず、彼らにとっても切要なり。」（『経済策論』322～3頁）

天野の推薦図書は、福沢諭吉の西洋事情、世界国尽くし等であった。日清版權同盟は、日本の著述者保護を目的とするが、支那人の啓蒙（教育）につながり、対清貿易全体を振興し、従って、「日本と支那をして世界の経済的競争に備えさせる経済的興亡問題」なのであった。

観光 天野は物品貿易を振興するためだけではなく、1903年4月25号の無署名社説「我邦と外客の来遊」では、海外からの観光客を歓迎するための設備を整備することを提案する。手本は、フランスやイタリアである。天野いわく、「方今〔この頃〕世界における外国遊覧者の消費金はすこぶる莫大なり、これを利用して経済一方面を開拓するもの、欧州においては実に仏伊二国の著例あり」（『経済策論』339頁）。これらの国々にならって、東洋の観光を振興すること、さらには東京湾での築港や外国人向け設備を整える提案につながっていくのであった。

天野と貿易理論 『経済策論』に収録された「関税問題の経過に就て」は分かりやすい書下ろしであり、天野の経済学者としての立論が『商政標準』（1886b）の時から発展していることがうかがえる。

旧条約では、日本は5パーセント以上の関税をかけることができなかった。1899年までに発効した条約改正により、日本は税権を多少回復し、1911年には関税自主権を完全に回復することになっていた。

貿易についての保護主義と自由主義の対立について、天野は理論のみの議論は相対的に重要ではないとした。

「理論的の議論というものは比較的肝要でないと思う、すなわち世界の学者の中で絶対的に自由主義を主張している者は決してない、また絶対的に保護主義を主張している者も決してない、保護主義を主張している人といえどもだいたい自由主義で、特殊の場合に保護しようという条件付きの保護論をしている、自由主義の論者もいかなる場合でも自由主義がよいというのではない、特殊の場合には保護しようといっているのである。」

（『経済策論』264頁）

その特殊な場合とは、J. S. ミルのいう幼稚産業保護論が適用される時である¹⁶⁾。

保護貿易論にしても、外国貿易をすべて止めるというのではない。特定の物品に対して関税をかけて、外国の物品を排斥しようというのである。保護関税には二つのタイプがある。穀物保護関税および工業製品（鉄、機械、レール）に対する関税である。

天野は「その保護の結果が他の方面にいかなる影響を及ぼすかという国家的永遠の目をもって之を判断することが必要である」（268頁）とする。輸入穀物に重関税を課してその輸入を禁止すれば、穀物価格が上昇し、給金が低い人々の負担を増やし、苦痛を増すことになる。鉄や鉄関連製品、機械に関税をかければ、鉄や機械が割高になる。割高な鉄や機械から作ったもの、割高な機関によって運搬したものは割高になり、外国の市場に出そうとするときに割高になり、外国製品に対抗できず、輸出の減少が免れないことになる。天野は、

16) 天野は『商政標準』（1886b）の第五篇「或ル者ノ干渉主義ヲ掲ケ並ニ之ヲ論評ス」第一章「保護貿易論」で詳しく論じている。本文のカタカナをひらがなにし、さらに現代表記に近づけて引用しよう。天野いわく、「現時は猶お未だ発達せざれども適當の提撕（ていせい——学習）をなさば必ずや自国の一大物産となるべしとの見込みある産業の成立つ場合はなり」（153頁）、「輸入税を以て之を保護し暫時外国の競争の域外におき適當の時機を謀りて之を自然に放任するを要す」（154頁）。

ジョン・ネヴィル・ケインズ解説の一般均衡論的アプローチを使っているといつてよい。

天野は「日本は…維新以来今日に至るまで自由貿易の下に非常に発達をした」と断言する(271頁)。不平等条約の下、強制的自由貿易ではあったが、維新の頃から比べると貿易が10倍になり、その他百般の経済制度が発達した。以前は普通の消費財の輸入が多かったが、それらは段々と少なくなって、今日では輸入品の主なるものは原料や機械である。日本が外国に向かって輸出する品物は工業製品(製造品)が段々と増加しているのであった。

天野は、「支那、印度[インド]等において外国と激烈な競争を試みて、そうして負けない立場に立っているのですから、これらから見ると日本において保護を行わないでも随分日本はやってゆかれるのではないか…と思う」(272頁)。こうした自由貿易主義は、のちの編集主幹石橋湛山にも引き継がれたといつてよい。

イギリスの貿易政策変更 天野はそれだけに、イギリスの貿易政策の動向に気をもんでいた。後掲の表1で示すように、当時のイギリスは不平等条約を押し付けた相手国からの輸入品に対して、関税を課していなかった。つまり、イギリス自身、関税ゼロの自由貿易を堂々と行っていたのである。その輝かしい政策に陰りが見え始めていた。天野は1903年10月15日号の社説「英国貿易政策変更について」で、まず自由貿易を改めて称賛する。世界の各国が十分な自由貿易を行っていれば、経済の妨げになることがないのみならず、経済は進歩発達することが理の当然である。貿易が衰退すれば、人々の幸福を害することになるのである。日本のような小国にあっては、富国への道の第一歩は外国貿易から始まるのである。天野は、「本邦の如く弾丸黒子(だんがんこくし)の国土にいたっては、富国の道は一に外国貿易に待つほかなし」と断言した(『経済策論』334~5頁)。

当時、イギリスの勢力範囲(版図)において、世界的に貿易が伸長してきた

のであった。天野は、イギリスのジョゼフ・チェンバレンやアーサー・バルフォアの貿易政策を注視していた。彼らはイギリス帝国内での低関税を維持することを提案していた。日本への影響は今のところ少ないであろうが、日本の製造業が発達してくると、その前途の障害となることであろう。天野いわく、

「今や英本国およびその植民地は世界貿易の最大市場にして最良得意市場なり。各外国貿易の基礎は皆な英国の版図に築造せらる。従って今、貿易政策の変更によって、もし英国忍んで外国貿易の衰頹に甘んじ、これを補うに版図〔勢力範囲〕内の貿易興隆をもってするかもしれない。

日本品にあつては、英国への輸出極めて小額なるのみならず、その種類の多くは素品〔素材〕および半製品であるので、目下のところ影響を受ける甚だしからざるべし〔今のところ影響は少ない〕と雖（いえども）、日本がついには製造国となるとすれば、英国の保護策採用が我が経済界の前途に横たわる一大妨害物とならざるをえない。」（『経済策論』335～8頁）

天野は、将来の日英貿易摩擦を予見していたといえる。

朝河貫一は、帰米後イェール大学講師となり、日米の衝突を予見したので、日本語で『日本の禍機』（1909）を発表したのである。彼は自由貿易（関税自主権を得ても関税を課さない）を推奨した。

排斥問題 『東洋経済新報』デジタルアーカイブを利用し、「排斥」で検索すると、日本製品、日本人に対する排斥を伝える記事だけではなく、清人や東洋人の排斥に関する記事がヒットする。明治期だけで40本の記事・雑報がヒットした。

天野は、『経済策論』所収の「邦人排斥の真相」では、「英本国を除くの外、大抵の国ではその貿易政策において国産保護の主義を採り、盛んに外品の輸入を妨害しつつあり」（230頁）とした。天野は北米において、排日熱、人種差

別が日増しに深刻になっていることを特に憂慮していた。1910年頃の国際情勢である。

保護関税 関税自主権を得た後、日本政府は約20パーセントの関税を輸入品にかけている。時代がとぶが、1991年の『世界開発レポート』には、工業国における保護関税率の歴史的推移を簡単に鳥瞰している表があるので一部を引用しておこう。

表1 先進国における保護関税率－歴史的回顧
(非加重平均パーセント)

		1820年	1875年	1913年	1925年	1930年	1950年	1987年
工業製品	オーストリア		15~20	18	16	24	18	9
	ベルギー	7	9~10	9	15	14	11	7
	デンマーク	30	15~20	14	10		3	
	フランス		12~15	20	21	30	18	7
	ドイツ	10	4~6	13	20	21	26	7
	イタリア		8~10	18	22	46	25	7
	オランダ	7	3~5	4	6		11	7
	スペイン		15~20	41	41	63		
	スウェーデン		3~5	20	16	21	9	5
	スイス	10	4~6	9	14	19		3
	イギリス	50	0		5		23	7
	アメリカ	40	40~50	25	37	48	14	7
全貿易品	オーストリア			16	18	14	17	
	カナダ		14	17	14	13	9	6
	日本		4	20	13	19	4	8
	アメリカ	45※	41	40	38	45	13	6

※1820年ではなく、1821年のデータ。

『世界開発レポート1991年』97頁のボックス5.2より⁽¹⁷⁾

(17) World Bank (1991) *World Development Report 1991*, p.97.

同レポートでは、移行経済の国々が実施可能な開発戦略が検討されている。現在の工業先進国が、過去に高関税を設定していたことをデータで示し、性急に貿易自由化を進める必要はないことを示唆したのであった。

4 貨幣制度と公債

貨幣問題、通貨問題は、『東洋経済新報』での創刊時よりの大問題であり、多くの関連する社説、論説、記事が掲載されてきている。特に、1897（明治30）年2月25日号の表紙右端に「本号には金貨制施行に関する論説記事豊富なり」と印刷されている通り、同号から三号連続で幣制改革と金本位制を特集した。そして大隈重信、益田孝、渋沢栄一、阪谷芳郎、田口卯吉、天野為之、ドロップス、金井延、高橋是清、和田垣謙ら諸大家25人の意見を紹介している。

幣制改革 天野は、金銀両本位制よりも、金貨単独本位制を支持していた。両本位制を用いると、金銀比価変動の将来について妄（みだ）りに予想を立てなくてはならず、この点について正確に予言することはできないとした。そして欧米文明国では金本位を取る国が増えている、従来の1円金貨2分の1をもって1円とすることは外国貨幣との交換計算上もすこぶる便利である、物価には格別の影響を及ぼすことはないであろうことを指摘した。そして同年3月15日号掲載の署名社説「幣制改革論」では、外国から資金を借り入れる時に金貨本位制を採用している方が有利であると考えている。それゆえ、天野は「外資利用の効能あり」と主張した。

日本政府は一年遡って1896年、陸軍と海軍を拡張し、鉄道の建設や鉄鋼生産を奨励するために、国債を発行することを決定している。同年に日本は、国債——明治維新による政府刷新の費用を賄うために1868年に発行された——を初めてロンドン証券取引所に上場し、国際金本位制を採用するために必要な条件を一つ整えていた。そして1897年に、国際金本位制への移行と、750ミ

リグラムの金を1円とすることが決定された。これにより、1871年水準と比べると円の価値は半減したものの、日本は海外の金本位制ネットワークにつながり、世界の資本市場に組み入れられることになった⁽¹⁸⁾。1897年4月、天野の校閲のもと、増田義一の『金貨本位之日本：幣制改革後の影響』（大日本実業会）が刊行され、同年9月には増訂三版が出るほどの売れ行きを見せた。

高橋是清の外債募集 天野は「牛中山人」の筆名を用いて小論を寄せることがあった。1906年5月15日号では、「牛中山人」の筆名で「ロスチャイルドの忠言」を寄せた。はたしてイギリスのロスチャイルド家が、高橋是清日本銀行副総裁の外債募集に応じたことを示唆しつつ、関税自主権の回復を見据えて日本政府が輸入原料に課税しようとするに対して異を唱える内容になっている。

日露戦争に際し、軍費調達の大任を帯びてロンドンに赴いた高橋が、その使命を全うして帰国の途につこうとした時、彼はロスチャイルド家に暇乞いに出かけたのである。ロスチャイルドは日本の財政について次のような忠告をしたという。

「いずれの国、いずれの大戦争においても、交戦国の公債募集はなかなか困難であってその売出しには、大割引をしなければ買う者はない。しかしながら今回の戦争に際して、日本は比較的容易に十数億 [円] の外債を募集することができ、またその値段がさほど割引かれなかったのは、歴史上異例である。今日における日本の信用は相当の程度に達していて誠に喜ぶべき次第である。とはいえ一歩退いて考えると、日本の信用を樹木に譬えればまだ若木である。幾百年の雨風雪霜に耐えてきた老木ではない。となれば今後、信用を護るようにならなければならない。もし日本の戦後経

(18) 池尾愛子 (2006) 『日本の経済学』第2章。

営がよくなければ、この信用は台無しになり、その前途は容易ならざる状態になるであろう。」

天野（牛中山人）は持論を続けた。「遺憾千万にもこの信用を破壊する所業は頻々として行われている様である」、「信用の根本は国の実力であり、その国の実業がいよいよ発達し、その実力が従って増加すれば、外国人はますますその国を信用するのである」、「しかし、実業を衰退させる方向への政策が採られる時、その国に不安を感じ、容易には貸さなくなるものである」。天野は、輸入原料にまで課税することに不安を感じていた。「諸種の原料に課税して、その国の実業を発達させる事は到底できる事ではない、心ある英人は大いにこれに驚き、日本将来の経済に非常の疑問を起している」、「このように一方においては国力の発達を妨げつつ、他の一方をみれば、借金政略は盛んに行われ、元金30億円、利子毎年1億5,000万円となるは、遠からぬ内である」。

天野は、4ヶ月後の9月15日号の署名社説「高橋是清氏と新外債の成否」（『経済策論』収録）で、高橋是清日銀副総裁による新外債の募集にロスチャイルド家が応じたことを改めて紹介した。

累積する国債の問題 発表時期は前後するが、天野は1905（明治37）年5月5日号から7月25日号にかけて、署名社説「那翁戦争に於ける英国と今日の日本」を連載している。那翁とはナポレオンを指す。同盟国イギリスのナポレオン戦争後の戦時公債の発行高、利子負担、償還の問題を参照して、日本の日清戦争から日露戦争後にかけて時期における同様の問題を議論していたのである。

天野は、イギリス自身の公債発行の歴史を簡単にたどり、ナポレオン戦争後の公債負担が突出して大きいことを確認した。

天野はナポレオン戦争後の1815～20年にかけて、イギリスと他の列国との公債負担の比較を行って、イギリスの負担が大きいことを確認した。その上で、

表2 イギリスの公債負担

1763年（七年戦争後）	1億3,300万ポンド
1784年（米独戦争後）	2億7,300万ポンド
1815年（ナポレオン戦争後）	9億200万ポンド
1854年（39年間平和の後）	8億50万ポンド
1856年（クリミア戦争後）	8億3,400万ポンド

当時の日露戦争後の日本との比較を行ってゆく。ナポレオン戦争におけるイギリスの負担は経済上財政上極めて重く、1800万人口により90億円余の国債を負担しており、その利息平均3.5パーセントと見積ると3億2,000余万円になり、毎年1人当たりの利払い約17円を支出しなくてはならない（『経済策論』88頁）。

日本とはいえば、22億円の公債を負担することになり、その利息を5パーセントとして1億1,000万円になる。それを5000万人で割れば1人2円20銭になり、これを当時のイギリス人の負担に比較すれば僅か7分の1に過ぎない（『経済策論』99頁）。年間1人40円の所得があるとしよう。公債の負担の割合は約5パーセントである。過日のイギリスの負担に比すればもとより小額であるが、その大きな負担の2分の1に相当する。これは決して軽々と看過してはならない。過日のイギリスは莫大な公債に苦しんでいた。将来の経済的競争上、日本にとって極めて不都合を感ずるところであり、1億1,000万円の利払いは決して軽んじてはならないのは明らかである（『経済策論』99～100頁）。

その上で、天野は日本の開国以来、明治初年以來の日本の経済発達を振り返った。人口、歳出、貿易、鉄道、船舶、電線、貯蓄、通貨はみな大きな変化を被った。

「日本人が極めて経済的ならば、巨額の負担も之を脱却する、難事にあらず。… 開国以来におけるその経済的進歩を見るにその産業革命後の英国

に比して優るあって劣る無きの有様なり。果たしてしからは、区々たる〔取るに足りない〕10億20億の公債は決して我国力の進歩を妨げることはない。なお当時の英国の如くなるを信じて疑わざるなり。〕

（『経済策論』104頁）

天野は変化を振り返る。陸海軍の組織は、武士の使用した弓槍刀から大砲小銃に、帆掛け船は汽船軍艦に、服装は洋服に変わった。そして鎖国時代と比べて産業の分業も大きく変わった。例えば刀剣の製造は、まず刀鍛冶が刃を鍛え、次にその柄を作る者、その鞘を作る者、その鐔（つば）を作る者、これに漆を塗る者があった。駕籠（かご）や礼服の製造における分業は極めて細微にわたった。開国後に機械など諸種の舶来品は、輸入を防ぐ重税にもあわず、内国品の競争にもあわず、自由自在に日本国内に流入した。維新後10年間における年々の輸入は遙かに輸出を超過していた。天野は結論を続けた。

「我邦の経済的耐忍力、回復力、および膨張力は決して英米に譲らないことは過去の歴史が証明するところなり 故に日露戦争のために新たに起せる国債の元利はこれを支払う事は難しくない 英国が那翁戦争のために起せる負債に打勝ちたるが如く。」

（『経済策論』110頁）

天野は「条約の改正は眼前に迫り完全改正の問題は国民の解決を待てり」と読者を鼓舞したのであった（『経済策論』112頁）。

金本位制の将来 天野は、1907年2月5日号の署名社説「金の激増と金貨本位の前途」では、金の産出額と物価指数を用いて議論をした。金の産出額と物価指数が比例しているように見える。さらに興味深いことに、天野はイエール大学の『イエール・レビュー』（1906）掲載のピース・ノートン論文「金の減価」をとりあげて是非一読するようにと読者に注意を喚起した⁽¹⁹⁾。

天野は解説する。すなわち、1896年1月1日より1906年に至る期間に、世界の金の在量は41億4,400万ドルより74億8,700万ドルに増加し、すなわち8割強の増加あり。そして同期間の物価は「ダン (Dune)」物価指数によれば、37.7パーセントの増加あり。もしこの趨勢が止まらなければ、金貨はその貨幣たる資格をなくすことであろう。この救済策とは何か。一つには、政府が金山を買上げ、その産出額を制限すること。二つには、金の産出額に適當の重量税を賦課して産金額の制限を計ること。三つには、金本位を廢して、その表掲本位を採用することであり、これは管理通貨制度の提案につながりうる。天野は、「要するに今日の金の下落は貨幣制度上の大問題なり。吾輩は世の識者の大に之に留意せん事を望むなり」とした（『経済策論』417～8頁）。

折しも同1907年、アメリカに中央銀行も連邦準備制度もなかった時期に、ニューヨークでの株価暴落が金融パニックを引き起こし、他の国々にも波及しかけたことから、金融制度改革が内外で議論されるようになった。日本では、東京専門学校（現早稲田大学）から東京帝国大学（現東京大学）に移った山崎覚次郎、京都帝国大学（現京都大学）の神戸正雄、慶應義塾大学の高城仙次郎の三人が金本位制をめぐる『国家学会雑誌』などで論争を繰り広げていくのであった。海外の専門誌に掲載される貨幣・金融問題に関する論文や報告の数は増加傾向にあり、彼らはそれらを読むことによって、国際的な研究動向を的確に把握していった。

イエール大学のヘンリー・ファーンナム (Henry Farnam, 1853-1933) は、ドイツ留学中にグスタフ・シュモラーの自宅に滞在までしてドイツ歴史学派の研究方法与経済研究をアメリカに持ち帰っていた⁽²⁰⁾。アメリカ経済学会は1885年にドイツ歴史学派の影響を受けて設立され、機関誌刊行については試行錯誤

(19) J. Pease Norton (1906) 'The Depreciation of Gold.'

(20) Joseph Dorfman (1969) 'On a neglected American journal in the social sciences: The Yale Review, Old series,' p.8.

の末、1911年創刊の『アメリカン・エコノミック・レビュー』（*American Economic Review*, AER）が軌道に載り始めた。イェール大学のアーヴィング・フィッシャーはAERに寄稿し始め、日本でも彼の諸論文がますます注目されるようになってゆく⁽²¹⁾。

5 近代的銀行業⁽²²⁾

江戸時代中期、大坂の儒者中井竹山（1730-1804）のアイディアに基づく「社倉」が村落内で穀物や資金を融通する機能を果たしていた。マーク・ラヴィナはこれを「儒教的銀行業」と呼んだ⁽²³⁾。「社倉」は「常平倉」「義倉」と並んで日本的保険思想の祖型「相互救済と備荒儲蓄」と捉えられることもある⁽²⁴⁾。二宮尊徳は「五常講」とよぶ金融互助制度を提案して実践に移したことから、荒村・借財に苦しむ藩の再建（仕法）を依頼されるようになった。そして高利の借金に原因がある（商人から2割の利息で借入れた時、利息しか払えず元本の返済が滞ることがあった）ときには、自らが提供する低利融資（実質的には7パーセント弱）に借換えさせて借財の負担を減じたのであった。現代語で書けば、この場合、金利20パーセントの借財は返済できなくても、7パーセント弱なら6年で完済できることを示している。

天野の銀行論 銀行業は明治時代になって日本に登場した。天野は銀行と銀行制度の社会的機能を研究し、銀行が期待される社会的機能を果たせるように制度設計を細かく提案し、同時に近代的経済制度の要と思われた銀行を支えられる人材の育成に力を注いだ。

(21) 池尾愛子（2006）『日本の経済学』第2章、（2017）『グローバリゼーションがわかる』第5章参照。

(22) 杉山和雄は「天野為之の銀行時論—『東洋経済新報』社説を資料として」（1996）において、社説のみに基いて、天野の銀行時論を細かく再構築して議論した。本稿では、天野の経済学・経済思想がわかるように再構築することを課題とした。

(23) Mark J. Ravina (2010) 'Confucian banking: The community granary (*Shaso*) in rhetoric and practice.'

(24) 小林惟司（1989）『日本保険思想の生成と展開』。

天野の『銀行論』（1890）の冒頭で、「銀行家は通貨を取り扱う商人にして貸借の媒介を勤める」として、銀行の事業を列挙した。

- 「第一 利息付きもしくは無利息にて他人の金銭を預かることにあり
- 第二 他人に金銭の貸付を為すにあり
- 第三 手形の割引をなすにあり
- 第四 他人のために遠方の負債を支払うにあり
- 第五 他店のために取次をなすにあり」(1~2 頁)

第四と第五の事業については、国際貿易の支払いも含んでおり、国際貿易の振興のためにも外国為替取扱銀行は不可欠であった。

銀行の資金は、株主提供の資本、預金、紙幣発行権があるときは発行銀行紙幣、送金依頼者の金銭から構成される。それらを割引、貸付、公債や他の証券の買い入れ、準備金に利用して事業をなすのであった。

では、現状はどうか。天野は1901年4月25日号の署名社説「本邦銀行の一大欠点」で述べる。

「吾輩熟（つらつ）ら本邦の銀行の有様を觀るにその性質如何にも富める者に便利にして貧しき者に便ならず、本邦の銀行は実は大資産家の金融機関にして無資産家の金融機関にあらず」 (『経済策論』427 頁)

「事業の精神に富み事業の才能に富む者にとっては、本邦今日の銀行のあり様に遺憾なきことはない。というのも本邦今日の銀行がひとり長者の機械となって広く貧者の朋友となっていないこと、これは貧者その人にとって気の毒なことはもちろん一国の経済上甚大な欠点なりと言わざるをえない」 (『経済策論』428 頁)

天野は、事業に乗り出したり拡大したりする意思のない人たちの余裕資金を、事業の才能をもつけれど資金をもたない人たちに貸してゆくことが、銀行の重要な使命の一つだと考えていた。日本ではとにかく資本が欠乏していると認識されていた。それゆえこの種の銀行批判は繰り返し行われてゆく。後述するように、地方や農村における信用組合の設置も大きな課題であると考えていた。

天野の中央銀行論 1882年、日本銀行が営業を開始していた。天野の日本銀行観も興味深い。1897年5月5日号の署名社説「日本銀行支店の増設を望む」では次のように主張した。

「よくも国家が一部の少数の人に兌換券発行等の大特典を与え、これをして中央銀行を組織させる」理由は何か。それはこの「金融機関を利用することによって社会の金融を潤すことにあるのみ」と天野は答える。中央銀行の株主はその責任を感じて、「金融の調和」を実現させていただきたい。そのためには、「まず大いに支店を設置していただきたい」とした。日本銀行の支店はまだ、大阪、名古屋、馬関（ばかん——下関の古称）、函館にしかなかった。イギリス、フランス、ドイツの事情について、天野は「英蘭〔イングランド〕銀行は…十有余の大支店を有し、…仏蘭西〔フランス〕銀行は九十有余の大支店を商工の用地に設置せりと又聞く、…独逸〔ドイツ〕帝国銀行は二百有余の支店を有し」ているとした（『経済策論』437頁）。天野は地方の事業家にも公平に資金が融通されるべきであると考えていた。

日本銀行の低金利政策批判 天野は1898年4月25日号の署名社説「日本銀行の金利を論ず」において、日本銀行が「自家特別の低利主義」を採り、自然の相場に則らないことを批判した。彼は日本銀行が貸出日歩を下げて、そのために「全国の金利を引き下げる力のないことは理において明々白々たるのみならず」、日本銀行が低利の資本を貸し出せば、世間の金利が大いに下落して従って株価が大いに騰貴して、全国いたる所に会社設立熱の冒すところとなり、会社を設立しては株券を売り逃げする動きが出てくる、それゆえ「幾多の

資本家企業家が七転八倒の苦海に沈み、経済社会を悲境に陥れる」ことであろう。こうした推論は、天野の取引所批判に関係するので、後程改めて取り上げる。日銀が景気浮揚のために低金利政策を取っているのに対し、天野はマネタリストの如く介入主義政策を批判していることがうかがえる。

天野は低利主義の問題を三点挙げる。第一に、銀行事業の発達を妨げるものである。銀行は一方に借り、もう一方に貸し、「その利違いをもって利益の源泉となす」。銀行が盛んに貸出しをなして金融を潤そうとすれば、他から貨幣を借らざるをえない。それは預金に依存せざるを得ないはずである。日本の諸銀行の預金は如何にも僅少であり、幾多の銀行は中央銀行に依存して兌換券を借りて観るべき営業をなし得ることになる。

これは第二の問題につながる。すなわち、「貯蓄心の発達を防ぐの弊あり。およそ人貯蓄をなすや、相当の報酬あるを要す、…天下多数の人民、殊（こと）に労働者等に至っては適當の利息を得れば貯蓄し、そうでなければ貯蓄しないという、これ人情の自然なり」（453頁）。そしてこれが第三の問題、「資本の増加を妨げる弊害あり」につながる。「本邦資本の欠乏人皆な之を知る、それゆえ之を充実する方法の一つは国民の貯蓄心を奨励するにあり」（453頁）。天野は持論を展開する。

「多数の鞘取り銀行に…独立自衛の心を興し預金の利子を相当に引上げて滾々（こんこん）不尽の公衆の貯蓄を吸収することとならん、…銀行の基礎は確然として預金の上に立ち国民の貯蓄心は発達してそして一国の資本遂に大に増加するや、瞭々として火を観るが如し、吾輩が日本銀行に断然その低日歩主義を廃し我が金融社会に大改良を加えよという所以（ゆえん）はここにあり。」
（『経済策論』454頁）

『経済策論』454頁には続けて、フォントサイズを下げて、「この後間もなく

日本銀行はその低利主義を廃止せり、是れ同行方針の一大改良なり」と付記されている。天野の喜びがうかがえる。

日銀課税論 日本銀行は独占事業の一つと捉えられていた。天野は、1898年10月15日の無署名社説「日本銀行課税論」において、日銀が「兌換券発行の特権を社会に有する」ものであり、「社会に相当の特別義務を負担すべきこと言うまでもなし」とした。天野は従来日銀に課税するよりは、支店設置の義務を果すことを主張してきた。支店数は増えつつあり、政府の財政が困難になっているので、日銀に課税して増収につなげることに賛成した。天野は、『経済策論』467頁に小さめの文字で「明治32（1899）年3月、日本銀行は特別税を納める事となれり、これは日清戦後における一改良なり」と記した。

天野は1899年4月5日号の署名社説「日本銀行は此際奮て支店を増設すべし」において、日銀の支店はさらに増加させる必要性があると説いていった。

信用組合論 天野の銀行論や関連社説を読んでいると、彼の経済学が開発経済学の様相を帯びていることが分かってくる。日本の銀行は起業したい無資産家や農村の担い手に対して融資する余裕がなく、批判の的になっていた。それゆえ現代風というと規制が細かくなっても、社会を改善したいが資力のない人、農村の事業家や農家に融資するような「銀行」が社会的に必要であると感じられた——それは天野だけではなかった。そのような「銀行」がないので、事業経営の才能と意志のある人も「高利貸しの餌食」になるか既存企業に雇われるしかなかったのである。そうした「銀行」はピープルズバンク（国民銀行）と呼ばれたり、貧民銀行（天野の場合）と呼ばれたりして議論を呼び、日本でも、信用組合（最初は「産業組合」と呼ばれた）の設立につながった。

ヘンリー・ウォルフ（Henry W. Wolff, 1840–1931）の『国民銀行論』は英文初版が1893年にロンドンで出版され、1897年6月に和訳が早稲田大学出版部より出版された²⁵⁾。後に社会事業家、衆議院議員となる柏原文太郎による下訳を天野が校閲し、大隈重信、前島密、松崎蔵之助らが序や書簡を寄せ、世間

の注意をひいた。ウォルフはドイツを起点とする大陸諸国の信用組合制度を丹念に調査し、イギリスの対応する諸制度と比較考量して、イギリスの信用組合制度の方が優れている点が多いと述べた。それに対して天野は、ドイツのライフアイゼン型銀行とシュルチュエ型銀行の方に注目して、ライフアイゼン型を推してゆく。

天野は、『東洋経済新報』1897年6月5日号の署名社説「貧民銀行の必要及其方法」で次のように展開した。毎号のように言っていることであるが、本邦の銀行は富者の金融機関にして貧者の金融機関ではない。つまり、「身代なき抵当なき貧者は銀行に至るも門前払いの冷遇を受くるのみ」であり、「資産なき者が自家営業に従事しようとすれば己を得ず高利貸の餌食となって自由自在の動作をなすことができなくなる」。高利貸の喰物になるのを避けようとする、他に資金を得る方法がないので、「やむを得ず他人の給を受け他人の手足となり、機械となって労働せざるを得ない」。「要するに貧困なる者は如何に事業の精神に富み事業の才能に富むもその千里の才能を伸ばすことができない」のである（『経済策論』602頁）。

問題は資金提供の不足 天野は「事業の精神に富み事業の才能に富む」人材が不足しているというよりは、そうした人材が活躍するための資金提供が不足していると考えた。

続けて天野は、活躍できる人材への資金提供が不足することの弊害をあげてゆく。(1) 世間無数の貧困者のために一大不幸である。(2) この天下多事の時にあたって有為の士が何もなすことができないことは実に国家の一大不幸である。(3) かつ資本と勤労との間の鴻溝（こうこう——大きな溝）が永く続いて今日ようになり、その恐るべき忌むべき資本と労力との軋轢を防ぐことができなくなる。そして、(4) 事業権が少数者の手中にあることにより、一国の産

②5 Henry W. Wolff (1893) *People's Banks: A record of social and economic success.*

業は寡人的〔寡占的〕独占的となり、多数的競争的とならず、そのために大いに邦家の経済上に障碍をきたすことを免れない（『経済策論』602～3頁）。

今少し現代語訳すると、事業経営者となりうる人材が埋没して活躍できないことは、多くの貧困者の不幸であり、ひいては国家の不幸でもある。それでは、資本と労力あるいは雇用者と被用者の間の軋轢も防ぐことができないであろう。そして新規の事業参入者が増えず、産業内では少数者による寡占が起り、多数者による競争状態が実現されないのである。

では、これをどうすればよいのか。その解決策は貧民銀行の設置である。

「貧民銀行を設置して貧民のために金融機関を供するにある。それゆえ
 (1) 貧者その人の幸福なるのみではない。(2) 邦家の千里の才を埋没させない。(3) 雇者と被雇者の軋轢も大いに避けることができる。そして (4) 一国の産業自ら競争的となり、進歩的となるために世に裨益〔益〕を大きく及ぼすことであろう。貧民銀行は今日の急務である。」

（『経済策論』603頁）

産業が競争的になると、進歩的になるものである。貧民銀行の設立は急務である。

天野は貧民銀行設立に向けての方針として、ライフアイゼン型農村信用組合とシュルチュエ型市街地信用組合の銀行の二つを比較して紹介した。まずは共通点である。

- (1) 貧困者をもって組織す。
- (2) その資金には政府の保護は要さない、また富豪の慈善に頼らない、貧困なる組合員その人を導きて盛んに貯蓄をなさしめこの預金をもって盛んに貸出しをなす。

- (3) 銀行の組合員にのみ貸付をなし、普通の銀行の如く広く組合員以外に貸出割引きをなさず。
- (4) 世間並より低き利子にて金を貸すを主眼とす。
- (5) 無限責任なり。
- (6) その業務として手形の割引貸出保護等をなす。(『経済策論』604～5頁)

次に相違点である。

- (1) 組合員に関して、ライファイゼン銀行は隣保団結の精神に基き一市なり一村なり一小地方の人民より組織することとなせり、シュルチェ銀行に至りては…今日にありては如何なる地方の人といえども組合員となるを許せり。
- (2) 銀行の位置に関しては、ライファイゼン銀行は組合員所在の地方に設立する。シュルチェ銀行はその組合員全国に散在するので、ある組合員は銀行の近傍にいるが、他の組合員はそうではない。
- (3) 資金に関して、ライファイゼン銀行は少しも株金制度に依存せず、その財源は専ら組合員の預金に依存する。故に潤益があっても普通の会社のように株主に配当することはなく、これを積み立てて更に運転資本の増加をはかる。シュルチェ銀行に至って株金の制度を取り、他の会社と同様に潤益配当がある。
- (4) 重役の報酬に関して、ライファイゼン銀行はこれに相当の報当を与えない。シュルチェ銀行の重役は有給である。
- (5) 預金に関して、ライファイゼン銀行は組合員外の貨幣を預からない。シュルチェ銀行は組合員外の預金を預かる。
- (6) 貸出しに関して、ライファイゼン銀行はまずその使用方法を調べて貸否の決定をなし、その借主および保証人の株金の多少については賛

否を決定する標準とはしない。シュルチェ銀行に至ってはその資を貸す時にその用途の如何を問わず、ただ信用表および借主保証人の株高を標準として貸すという。 (『経済策論』605～8頁)

おそらく、ライファイゼン型銀行とシュルチェ型銀行の異同について、日本語での最も明快な説明ではないだろうか。天野はライファイゼン型銀行を勧め、 「独立自営の大共済銀行を設立」することを呼びかけるのであった。

1900年、ライファイゼン型銀行に近い信用組合が産業組合の呼び名で設立されてゆく。天野は同年12月15日号と25日号署名社説「信用組合模範定款の発布に就て」等において標題通り具体的な検討を行ってゆく。1901年1月15日号と25日号の署名社説において、F. W. ライファイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen, 1818-1888) の伝記を「信用組合の元祖」、「対人信用の論と勤儉貯蓄の説と本邦識者の間に鳴り響けり」と感慨深げに紹介した。近代ドイツのライファイゼンに、近世日本の二宮尊徳の姿が重なり合ったようである。

時代がとぶが、落合功の「復興期における中小企業金融システムの再編成」(2020)は、第2次大戦終結後、中小企業金融のために信用金庫(市街地型信用組合、シュルチェ型銀行と呼べるであろう)が確立されていったことを、国会審議の過程を通して明らかにした。

天野の消費組合観 天野は消費組合についても事業者の養成場とみなしていた。天野は1901年2月5日号では無署名社説「消費組合を起すべし」で、まず信用組合が「相互団結の力に依頼し組合員共同の利益を進むるを目的とする機関として」その効能は極めて大きいと改めて解説した。

そして天野は消費組合を次のように捉えてゆく。第1に、消費者はこの組合により廉価に需要品を購求することができる。通常は、「中間幾多の取次商小売商の手を経て、幾多の手数料を徴取せられ、結局消費者は生産元価に比し非常の高価を以て物品を購うこととなる」のであった。

第2に、この組合は実に「貯蓄奨励の機関」となる。この組合は組合員に物品を頒布する際、普通の市価で売り、「決算の際得る所の潤益を購買額に応じ組合員に配当するを原則とする」。それにより「無意識の間に貯蓄の興味を感ぜしめ、その貯蓄心を励ますこと少なからざるなり」。

第3に、「消費組合は又組合員をして事業に関する知識経験を得せしめ、その事業の才能を養成するの効能あり」。それ故、事業の経験ない者が組合事業を起こそうとするに際して、まず消費組合を起し、これによって組合事業に関する素養を育て、然る後に信用組合、生産組合等の事業に着手するのが最もよい。素人をして「事業的技能を練習せしめ、以て生産組合信用組合等高尚なる組合事業を発達せしむるの基礎をなす」ものといえる（『経済策論』643～5頁）。

天野は消費組合の運営方法についても細かい規定を試み、何よりも現金主義の励行が重要であるとした。消費組合が直接生産者から廉価に購入する際、貸倒れの損失を避けるためである。天野は小売価格が高くなる原因は「貸売りをを行うため貸倒れの損失を代価中に包含せしむること」にあるとし、「我国の小売商人は一般に節約勤勉忍耐の習慣に富み、この点においては普通素人の遠く及ばざるの長所を有せり」と小売商をほめた。それゆえ天野は「素人より成る組合」がこれに競争するためには「現金主義を励行して貸倒れの損失を免れるの一事あるのみ」と考えた。

天野は農商務省の発布の購買組合模範定款を検討した。第1に、「第36条に『組合員は物品を取引と同時に其代金を支払うことを要す』」と現金主義をとっており、「吾輩と見る所を同じうする者に似たり」とした。相違は、同条但書には「但し止むを得ざる事由ある時は六ヶ月を超えざる期間代金支払の延期を請求するを得」とする点であった。第2に、「組合員に物品を販売するに当りてその価格は普通の市価に従うを原則とし、その利益はこれを積立て決算の際、組合員の購買額に応じ配当する」べしとあるので、政府当局の方針は天野の所見に合っていた。第3に、消費組合は最初は組合員以外に物品を販売し

ないことを原則とする。もし組合以外の人に販売すると需要供給の過不足が生じて不慮の損失を招く危険がある。故に組合員の経験が熟し、その中より敏腕家が輩出するに及んでは、その販路を組合員以外に拡張するのもよいとある。定款の精神は天野の所見と同じであった（『経済策論』646～9頁）。

消費組合が事業者の養成場となればよいと期待していたのは、天野だけではなかったといえる。

郵貯割増金によるクラウディングアウト 天野は郵便貯金の金利が高めに設定されていることに極めて批判的であった。『経済策論』に収録されたのは、1901年9月25日号の署名社論「更に郵貯割増金の非を論ず」（「郵貯割増問題」と改題）と12月15日号の「重ねて郵貯割増金に就て」である。翌1902年9月5日号と10月25日号の無署名社説では郵貯割増問題についてより強い語調で、「断じて不可」であることを繰り返している。

郵便貯金として集められた資金は、政府の銀行として設立された勸業銀行の債券や他の公債を購入するのに充てられていた。つまり、郵貯の金利が割増されていなければ、民間の資金市場に流れたはずの資金が政府財政によって奪われていることを意味するのである。政府による民間資金市場の圧迫である。次の引用文で、「放下」とは「投資」のことである。

「従来の…貯金運転の方法は、全て公債に放下するにありて、それだけ民間の資金を減少したるもの、この金融逼迫の際にあたり、政府の貨幣を民間に散布するに至らば、その経営上の利益をあげることはいうまでもない。いわんや従来大いに郵便貯金の制度を拡張し、これがために、貯蓄銀行の資金を吸収するが如きにおいては、これ実に実業界の資本を奪って、ますます財政の仕途に供するものにして、その一国の経済を害することが幾らになるかを知るべきである。」（『経済策論』667～8頁）

天野は20世紀後半にクラウンディングアウトと呼ばれるようになった問題を指摘していたのである。

6 取引所

英ケンブリッジ大学のジョン・ネヴィル・ケインズは『経済学の範囲と方法』(1891)の第9章「経済学及び経済史」第6節「経済史並に経済的理論の歴史」において、ロンドン株式取引所について「理論的に完全なる市場の模範と見做すべきものにして競争は常に間断なく行われ全く需要供給の力に由りて支配せらるる所ありとす」と書いた(天野の和訳332-3頁)。ケインズは、リカードが完全市場の理論モデルを想定するにあたってロンドン・シティの株式取引所を念頭においたと考えた。ケインズはレオン・ワルラスにはわずかに触れただけであるが、ワルラスとパリ証券取引所に言及してもよかったであろう⁽²⁶⁾。

天野の取引所批判は鬼気迫るほど凄かった。日本の取引所は一獲千金を狙う者たちの賭博場、カジノとなっていると、勤儉貯蓄の敵とみなしたのであった⁽²⁷⁾。天野による批判は1900(明治33)年に集中した。デジタルアーカイブで「社説」「取引所」で検索すると、大正2年までで22件に上る。

取引所問題 天野は1900年4月5日号の署名社説「賭博的国民は外資輸入を語る可からず」において、日本における資本の欠乏を強調し、外国の資本に頼ろうとするよりも、勤儉貯蓄の美風を要請すべきであると主張した。

「世界の競争に立ち、本邦の常に欧米諸国に及ばない原因の一つでその最大のものゝ資本の欠乏にある。…外国の資本の輸入…内国の資本をして自然に増加させようとするれば、まず国民の勤儉貯蓄の美風を要請せざるをえ

⁽²⁶⁾ ネヴィル・ケインズは同書で関数概念を導入したクールノーの経済学研究法を詳論し絶賛しているので、フランス語を読めることがわかる。

⁽²⁷⁾ 藤原洋二(1987)「天野為之の貨幣経済論」においても、天野の取引所批判、貯蓄心が注目された。

ない。

…勤儉の民がこれを受授し、生産的にこれを使用すれば資本となり、投機豪奢（ごうしゃ）の民がこれを受授し、不生産的に消費すれば資本は起らず、これ理の最も見易きものなり。」（『経済策論』505～6頁）

天野は安易に外国から資金を借り入れると、取引所での投機に用いられて不生産的な結果に陥るのではないかと危惧したようだ。

天野は続く4月15日号と25日号の署名社説「投機奢侈の病根を論じて井伯松伯に望む」等では、取引所を「大賭博場」とみなして、松方正義や井上馨など政治家や農商務大臣（当時は曾禰荒助（そね あらすけ）が担当）に訴えかけた。天野はようやく育まれるかに見えた勤儉の美風が、社会から絶たれようとしていると叫び、その原因は取引所という病根にありとし、空売買に注目してゆく。

天野は東京株式取引所について、前1899年の1月より12月までの12ヶ月間の諸株式売買出来高および月末の受渡高を示して次のような考察を示した。

「この12ヶ月間における日々の売買出来高の合計は540万余株にして、月末受渡高の合計は僅か50万余株に過ぎない。今仮りに1株の平均価格を50円と見積ってこの金額を計算する時は、1ヶ年間の売買金高は約2億5,000万円の多きに上るが、実際の受渡しすなわち真正の取引は約2,500万円に過ぎない。結局残余の2億2,000万円は全く空取引に属せると見るべし。」（『経済策論』513頁）

天野は欧米の取引所にあってもカジノ的弊害がみられるものの、取引所本来の機能を果たしているのに対して、日本の取引所はそうは言い難く、「一国産業の進歩を害し、国家の繁栄を傷（そこな）えること尠少（せんしょう）にあら

ざるなり」として、早急の改善を求めたのであった（『経済策論』522頁）。

天野は5月15日号の署名社説「取引所問題に関して世の社会論者に警告す」では、金井延や社会政策学会の学者たちにも取引所問題を訴えかけた。天野は同号では、東京米穀市場の空売買の大きさを取り上げ、1899年中の売買高に対する受渡高の割合は僅々70分の1に足りないとした。

天野は5月25日号の署名社説「空売買の真相及其公害」では、空相場を次のように特徴づけた。

- 「(1) 売買の体裁形式を備えるまでにして
- (2) 真に現物を売買受渡しするの意志なく
- (3) ただ価格の差額を支払い以て取引を決済するの意志あるもの」

（『経済策論』534頁）

そして天野はこの種の取引は売買の仮面の下に賭博を行うもので、価格の変動を予想して差金を賭するに過ぎず、あたかも角力（すもう）・競馬の結果や骰子（さいころ）の一六勝負に賭けるか如くであるとした。その上で、空相場が「賭博的差金取引」であり、「一国の資本減少し一国の生産力を減少するの害甚大なり」とした（『経済策論』537頁）。

江戸時代からの空取引 1901（明治34）年1月5日号の表紙に「本号には付録『堂島の今昔』を添ゆ」とある（デジタルアーカイブ未収録）。『堂島の今昔』は全14頁で、東洋経済新報社の委嘱により行われた兼松房太郎の談話の速記録である。談話内容の専門性が高く、天野または彼と同等の学識者が立ち会ったと思われる。兼松は1874（明治7）年より87年まで大阪米穀取引所の重役を勤め、日本の取引所の淵源とされた堂島米会所の沿革に精通していて、当時は日豪直輪貿易商として有名であった。空取引は米価を引立てるための帳合米取引に端を発することが述べられ、差金取引・空米取引はしばしば賭

博と同様にみられていたことが伝わってくる。

西国及び東北の諸大名が皆蔵屋敷を持っていた大坂に米会所の組織があり、諸大名の参勤交代の費用に充てるため屋敷の御用達を行った。淀屋辰五郎の伯父たちが正米取引を始めたところ、米価が下落すると諸藩の賄いに影響を来すのでと航海中に「荷打ち」と呼んで廻米の一部を海に捨てることがあり、問題になった。そこで正米取引のため、つまり正米引立てのためと記して空米取引の願書を出すと、果して空米取引が許されることになった。しかし江戸中期の淀屋辰五郎時代、帳合米即ち差金勘定の空米取引により非常に弊が生じてきたので、社会の風紀を害するものであるという趣意をもっていったんは禁じられた。

大岡越前守が大坂町奉行として赴任した時、その再興の嘆願書が出されたという。越前守は条件付きで遂に再興を許すとした。まず、帳合即ち空米取引より生ずる訴訟は一切採り上げぬという法律を作り、また参加者を制限した。兼松いわく、「一の公の博奕場を拵（こしら）えて、是へドンドン放り込んでしまつてやりたいものは仕方がないから勝手にやれ、その代りそこで起きたところの紛議訴訟を幕府は一切採り上げぬ、こういうことになった」。堂島米会所は掟書を作成した。掟書は国法を守る、喧嘩口論はならぬ等の15か16箇条から成った。

明治維新前後に堂島の帳合取引は自然消滅した。廃藩置県後、府県知事が米会所の許可を出すと数が増えて、親の財産を使い果す子息が出る程の弊害が生じた。1873（明治6）年に大蔵省から第105号米会所条例が出されて発布され、府県知事からの許可は無効となった。明治6年に大阪で非常な取引が生じ、紛議が生じて裁判になると、裁判官が大岡越前守にならつてこの訴訟を取り上げないことにしたので事態が紛糾し、堂島の相場は潰れた。

種々の意見が出て、株式組織と担保制度をとり入れた。つまり、株主組織とすると同時に、堂島の米会所仲買人の身元金が200円、米商会所の資本金が

75,000円、明治13年か14年には実際米商会所に集まった所の証拠金が100万円などとなった。明治14年、大阪で非常な取引が生じて、米商会所は営業停止となった。幾らか定款の改正をして継続している。

兼松は、江戸時代、「米価引立てのため取引所を起し、シンジケートの方略からあるべからざる相場を生じて利しようとしても、幕府の威力・干渉の為に無謀の事が出来なかった、今の取引所というものは取りも直さずその時の帳合米即ち空米売買というものの形だけを保ってきた」と結論付けた。天野は兼松の見解に至極同感したことであろう。

公認会計士制度の端緒 1900年中、天野は一方で取引所批判を毎月のように行い、他方で企業監査役の役割に注目し、公共監査所または公共監査機関の設立を唱えてゆく。現在の公認会計士制度につながってゆく提案である。ただ、署名記事は、1906年8月15日号の「公共監査所問題の再燃」だけで、『経済策論』に収録されている関連社説もこれのみである。

公共監査所問題については、1900年6月25日号の無署名社説「監査役の職分」から始まり、要点は尽くされている。「欧米諸国の実際を見るも、一般社会の監査役を見ると頗る重大にして、公衆はその能否をもって会社信用の厚薄を判断する標準となし、株主はこれをもって自己の放資〔投資〕の安全を計る保証としている」。人選については、「多くは勢力あり名望あり経験あり力量ある者を挙げてこの重任を託している」。英米諸国の会社ではその帳簿の監査を、株主より選んで命じることはなく、「株主以外で諸会社の会計検査を職業とする特別の機関に依頼する」ことがよくある。この種の機関はもとよりその検査の正確さをもってその営業を維持するものであるが故に、それが行う帳簿検査はすこぶる厳密にしてかつ信用があることを常とする。さればこれらの機関が存在する国にあっては会社の営業について厳密な帳簿検査を得るためにこの監査役に委託する者がすこぶる多いのみならず、会社もまた自ら進んで信用ある監査所に帳簿検査を求めて、その保証を得て時価の信用を高めようとする者が

少なくない。

『東洋経済新報』では、内外の金融市場に常に注目してデータを掲載している。日本の金利は、欧米諸国の金利より高めにもかかわらず、資金が流れこまないのはなぜか。天野はその原因を「会計監査の方法朴撰にして信用すべき決算報告なく、信用すべき考課もなく、従って信用すべき株券なき」ことにあると分析した。

同年8月5日号に無署名社説「公共監査所を設くるの議」、翌1901年6月25日号に無署名社説「重ねて公共監査所設立の議に就て」、1905年5月25日号に無署名社説「公共監査所設置の急務」、そして1906年8月15日号の署名社説「公共監査所問題の再燃」が掲載された。『経済策論』に収録される時には「公共監査所問題」と題された。公共監査所は文明的機関であると称揚された。天野の議論をみよう。

「公共監査所とは…普通の営業会社の外に独立し是等の会社の委嘱によって監査を行う機関なり。この制度はとくに英国に発達し、すこぶる好成績を奏したるものにして、吾輩は英国のこの成功したる実例に鑑みてまたこの制度を我国に採用せんと欲するなり。想うに公共監査所を設ける利益は、

(1) 公共監査所は当該会社以外に独立する機関なるが故に、ひろく監査の術に長じその経験に慣れたる専門家が従事することによって、有効にしてかつ確實なる監査を行うことができる。

(2) 公共監査所にあつては多数の会社を相手にその業を営むことによってその職務を行うので十分の人員を使用し十分の機関を備えることができる。

(3) 公共監査所にあつては、その監査を行う会社の利害とは全く無関係の位置に立てるが故に、十分公平確實なる監査を行うことができ、また重役のために籠絡（ろうらく——操作）するような恐れがない。

公共監査所の保証のない営業報告や考課状等を公衆は信じないのである。」（『経済策論』851～2頁）

公共監査所の効能が社会に知れ渡り、多くの会社が監査を依頼すれば、この監査所は「独立の経済を維持すること」ができるであろう。しかし、設立当初に監査を依頼する会社が極めて少なければ、この監査所は「独立の経済を維持すること」が困難である。イギリスの例をみても、その創業費は有志の公共的義捐（寄付）によった。天野は、信用あり名望ある実業家が公共の利益のために監査の機関を整備する意志をもち率先して、大いに惜しむことなく義侠的義捐的の助力をなすことを深く希望したのであった（『経済策論』852～3頁）。

『東洋経済新報社 百年史』（53頁）に書かれている通り、日本の監査制度は、1927年公布の計理士法からようやく始まり、1948年7月公布の公認会計士法により確立される。

7 評伝に向けて

『東洋経済新報』掲載の社論や『経済策論』（1910）は経済時論である。「外交」に関する社説が最も手強かったが、朝河貫一の著作や同研究会の矢吹晋、山内晴子、米田富太郎会員からの助言・情報提供により研究を進めることができた。「貨幣制度」に関する社説には、「エール大学の雑誌にピース、ノートンと言え人、一の論文を記載せり」とあったが、朝河研究会の松谷（富田）有美子会員との情報交換により、朝河と天野の尽力でイエール大学の雑誌 *Yale Review* と『東洋経済新報』が交換されることになったことがわかっており、早稲田大学図書館に当時発行号の一部が残っていることを確認できた。「監査の歴史」については、八重倉孝商学学術院教授のご教示を得た。

2011年から天野為之の著作を真剣に読み始めたものの、明治期に活躍した人々が用いる独特の日本語に悩まされた。天野は少年期に漢文を習って育ち、

東京大学の授業でも漢籍を読んでいる。彼はもちろん、少年期に英語を勉強し始め、英語で新しい情報や知識を獲得できるようになった。福澤諭吉については、慶應義塾の人々が熱心に研究を積み重ねており、現代語訳を提供してくれているので、それから学ぶことが多かった。朝河貫一についても、明治期の用語に説明が加えられていて大いに助けられた。

冒頭に書いたように、本稿では「天野の人生物語の中でおそらく最も重要な章」を描くことを目標とした。石橋湛山は1938年の追悼文で、「明治大正期に活躍した経済学者のほとんどが、教室で天野から学んだか、彼の著作や経済論説を読むかしており、彼の教え子たちだといってよい」(*Oriental Economist* 1938年4月号, 214頁)とまで断言した。日本の経済政策学の原点にたどりつけたような思いがしている。

2020年初頭から、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が拡大し始めた。更なる感染拡大を止めるためとして、5月と6月に予定されていた日本経済思想史学会と社会経済史学会の全国大会が相次いで延期・中止となった。2つの大会で本稿に関連する内容を発表することになっていた。近世から近代にかけての日本経済史研究は英語で積極的に発信されている。天野為之の評伝は英語で発信する価値があると確信しているので、御批評・情報提供を歓迎する次第である。

天野為之の著書・訳書

- (1886a)『経済原論』東京：富山房。複製版、早稲田大学、1961年。
- (1886b)『商政標準』富山房。
- (1890a)『経済学研究法』(政治学経済学法律学講習全書の内)博文館。
- (1890b)『銀行論』(坪内善四郎編修)博文館。
- (1891)『高等経済原論』(ジェー・エス・ミル原著/ジェー・エル・ラフリン編)富山房。
- (1896)『経済学研究法』(ジェー・エヌ・ケインズ著)東京専門学校出版部。
- (1899)『財政学』(コーン著、補訳)富山房。
- (1901)『勤儉貯蓄新論』(講義)寶永館書店 東洋経済新報社。
- (1902)『経済学綱要』東洋経済新報社。
- (1910)『経済策論』実業之日本社。

参考文献

- 阿部善雄 (1983) 『最後の「日本人」：朝河貫一の生涯』岩波書店。再版, 1994年。
- 浅川榮次郎・西田長壽 (1950) 『天野為之』実業之日本社。
- Asakawa, Kanichi (1904a) 'Some of the issues of the Russo-Japanese conflicts' *Yale Review*, volume 13, pp.16-50, May.
- Asakawa, K. (1904b) 'Some of the events leading up to the war in the East' *Yale Review*, volume 13, pp.125-138, August.
- Asakawa, K. (1904c) *The Russo-Japanese Conflict: Its Causes and Issues*, Boston and New York: The Riverside Press, Cambridge. London: A. Constable & Co., 1905. (Project Gutenberg eBook <http://www.gutenberg.org/ebooks/57931>) 米田富太郎・佐藤寛訳『露日紛争』『中央学院大学社会システム研究所紀要』第6巻2号, 第7巻1-2号, 第8巻2号, 第9巻第1-2号, 第10巻1号, 2006-2009年。
- 朝河貫一 (1909) 『日本の禍機』実業之日本社。由良君美校訂・解説, 講談社学術文庫, 1987年。
- Cohn, Gustav von (1889) *System der Finanzwissenschaft*, Stuttgart: F. Enke. *The Science of Finance*, translated by T. B. Veblen, Chicago: University of Chicago Press, 1895. 天野為之補訳『財政学』雷山房, 1899年。
- Dorfman, Joseph (1969) 'On a neglected American journal in the social sciences: The Yale Review, Old series: Introduction to the *Reprint of the Yale Review*, New York: Augustus M. Kelley, 1969, pp.5-12.
- 藤原洋二 (1987) 「天野為之の貨幣経済論」『早稲田大学史記要』, 19: 131-159, 3月。
- 福住正兄筆記 (1893) 『二宮翁夜話』静岡: 報徳図書館。福住正兄筆記・佐々井信太郎校訂 (1941) 岩波書店。二宮 (1970) に児玉幸多訳が収録。
- 日野清三郎著・長正統編 (1968) 『幕末における対馬と英露』東京大学出版会。
- 池尾愛子 (2006) 『日本の経済学: 20世紀における国際化の歴史』名古屋: 名古屋大学出版会。
- 池尾愛子 (2012) 「天野為之と『マクロ経済学』の形成—経済学史上の再評価」『早稲田商学』(431): 645-683.
- 池尾愛子 (2013a) 「天野為之と二宮尊徳の教義: 推譲, 仕法, そして経済教育」『報徳学』(10): 45-60.
- 池尾愛子 (2013b) 「天野為之」『エコノミスト』9月24日号, pp.48-49.
- Ikeo, Aiko (2014) *A History of Economic Science in Japan: The Internationalization of Economics in the Twentieth Century*. London: Routledge.
- 池尾愛子 (2015) 「天野為之と日本の近代化: 明治期の経済学者, ジャーナリスト, 教育者」『早稲田商学』441/442: 313-329.
- 池尾愛子 (2016) 「天野為之の編『実業新読本』: 発明, 国際貿易, 福澤諭吉」『早稲田商学』445: 251-276.
- 池尾愛子 (2017) 『グローバリゼーションがわかる』創成社。
- Ishibashi, Tanzan (石橋湛山) (1938) 'Death of Dr. Amano.' *The Oriental Economist*, April, pp.213-214.
- Keynes, John Neville (1891) *The Scope and Method of Political Economy*. Macmillan. 天野為之訳『経済学研究法』東京専門学校出版部, 1896年。The 4th edition, 1917. 上宮正一郎訳『経済学の領域と方法』日本経済評論社, 2000年。
- 小林惟司 (1989) 『日本保険思想の生成と展開』東洋経済新報社。
- 前田正名 (1976) 『興業意見・所見他』(明治大正農政経済名著集①), 農村漁村文化協会。
- 前田正名他 (1883) 『興業意見』農商務省。
- 増田義一 (1897) 『金貨本位之日本: 幣制改革後の影響』大日本実業会, 4月。増補訂正第3版,

1897年9月.

- 増田弘 (2019)「植松考昭の対外政策論：小日本主義の源流に関する考察」『石橋湛山研究』（立正大学石橋湛山研究センター）（2）：5-38.
- 増田弘 (2020)「植松考昭の政治・経済・社会政策論：小日本主義の源流」『石橋湛山研究』（立正大学石橋湛山研究センター）（3）：5-60.
- 松野尾裕 (1996)『田口卯吉と経済学協会：啓蒙時代の経済学』日本経済評論社.
- 松島茂 (2012)「前田正名『興業意見』再考」『日本経済思想史研究』（12）：21-34.
- 松谷有美子 (2019)「イェール大学図書館長書簡類にみる朝河貫一の日本資料収集」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』（2019），69-72頁.
- Mill, John Stuart (1884) *Principles of Political Economy*, abridged, with critical, bibliographical, and explanatory notes, and a sketch of the history of political economy by J. Laurence Laughlin, New York: D. Appleton. 天野為之訳『高等経済原論』富山房, 1891年.
- 二宮尊徳 (1927-30)『二宮尊徳全集』（佐々井信太郎 編輯委員代表）全36巻, 掛川町（静岡県）：二宮尊徳偉業宣揚会.
- 二宮尊徳 (1970)『二宮尊徳』（児玉幸多責任編集, 「日本の名著」第26巻）中央公論社.
- Norton, J. Pease (1906) 'The Depreciation of Gold,' *Yale Review*, Vol. XV, November 1906, 293-306.
- 落合功 (2020)「復興期における中小企業金融システムの再編成：信用金庫の成立過程を中心に」『日本経済思想史研究』（20）：36-50.
- Ravina, Mark J. (2010) 'Confucian banking: The community granary (*Shaso*) in rhetoric and practice.' In Bettina Gramlich-Oka and Gregory Smits eds (2010) *Economic Thought in Early Modern Japan*, Leiden and Boston: Brill, pp.179-204. 川口浩, ベティーナ・グラムリヒ-オカ編, 田中アユ子・安野正士訳『日米欧からみた近世日本の経済思想』岩田書院, 2013年.
- 瀬野精一郎・新川登龜男・佐伯弘次・五野井隆史・小宮木代良 (2012)『長崎県の歴史』第2版, 山川出版社.
- 杉谷昭・佐田茂・宮島敬一・神山恒雄 (2018)『佐賀県の歴史』第2版, 山川出版社.
- 杉原四郎 (1987)『日本の経済雑誌』日本経済評論社.
- 杉原四郎・岡田和喜編 (1995)『田口卯吉と「東京経済雑誌」』日本経済評論社.
- 杉山和雄 (1996)「天野為之の銀行時論：『東洋経済新報』社説を資料として」『経済学部論集』（成蹊大学）第27巻第1号, 1996年10月, 111-138頁.
- 祖田修 (1976)「解題」. 前田正名 (1976), 3-23頁.
- 東洋経済新報社百年史刊行委員会 (1996)『東洋経済新報社百年史』東洋経済新報社.
- 富田高慶著 [1883]・佐々井典比古訳注 [1954] (1976)『補注 報徳記』（上下）（改版）（現代版報徳全書1-2）一門融合会.
- 矢吹晋著・編訳 (2002)『ポーツマスから消された男：朝河貫一の日露戦争論』東信堂.
- 山内晴子 (2010)『朝河貫一論：その学問形成と実践』早稲田大学学術叢書 (7), 早稲田大学出版部.
- 山内晴子 (2017)「朝河貫一の生涯：家族・知人・教え子」, 海老澤東・近藤成一・甚野尚志編『朝河貫一と日欧中世史研究』吉川弘文館, 218-259頁.
- Wolff, Henry W. (1893) *People's Banks: A record of social and economic success*, London: Longmans, Green. 東京専門学校編集部訳・天野為之校閲『国民銀行論』東京専門学校出版部, 1897年. 柏原文太郎訳・天野為之校閲, 1901年.
- World Bank (1991) *World Development Report 1991*, Oxford University Press.